四　地方税法第三百二十三条の市町村民税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
五　地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
六　地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務　第二号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報
七　地方税法第六百八十四条の市町村法定外普通税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
八　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者若しくは当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ロ　納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ハ　納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。第二十五条第八号イにおいて同じ。）に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報
九　地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　国民健康保険税（地方税法第七百三条の四第一項の国民健康保険税をいう。）の納税義務者に係る健康保険法第三条第七項の被扶養者の異動に関する情報
ロ　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十　地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報

第二十一条　法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
二　地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
三　地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　前号に掲げる情報
四　地方税法第二百七十四条の道府県法定外普通税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
五　地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
六　地方税法第七百条の五十二第一項第二号又は第四号に掲げる者に対する狩猟税の課税に関する事務　納税義務者に係る道府県民税に関する情報
七　地方税法第七百条の六十二の狩猟税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
八　地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
九　地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報

第二十二条　法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務　次に掲げる情報
イ　公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この条において「公営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報
四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　第二号に掲げる情報
五　公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　第二号に掲げる情報
六　公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務　第一号に掲げる情報
七　公営住宅法第二十九条第七項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　第一号（ハを除く。）に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
八　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　第一号に掲げる情報
九　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　第七号に掲げる情報
十　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　第七号に掲げる情報

第二十三条　法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者（次号において「保護者等」という。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

第二十四条　法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務　当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報